

# 岡山県民間社会福祉従事者共済制度規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）

定款第51条第1項第4号の規定に基づき、民間社会福祉施設・団体を経営する県社協会員である社会福祉法人等（以下「法人等」という。）に従事する者の福利増進を図るために実施する岡山県民間社会福祉従事者共済制度（以下「共済制度」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 定款とは、県社協の定款をいう。
- (2) 契約者とは、共済契約の当事者である法人等をいう。
- (3) 加入者とは、契約法人等に従事する有給常勤職員をいう。
- (4) 共済契約とは、この規程で定める共済制度に必要な資金を契約者が県社協に預託することを約し、県社協は契約者から権限の委任を受け、すべての契約者から預託された総資産のうちから給付を行うことを約する契約をいう。
- (5) 第1給付金とは、全ての加入者を対象とするものをいう。
- (6) 第2給付金とは、契約者の任意による加入者を対象とするものをいう。

### (制度運営の基本原則)

第3条 共済制度は、法令・定款およびこの規程その他の定めるところに従い、適正かつ確実な運営を期して執行されなければならない。

### (運営資金)

第4条 運営資金は、次の各号の財源をもって充てるものとする。

- (1) 掛金
- (2) その他の収入

2 共済制度の運営上必要があるときは一時借り入れをすることができる。

### (会計)

第5条 この規程による共済制度の独立性を保ち給付金支払の確実を期するため、県

社協の他の事業と明確に区分して経理するものとする。

(事業年度)

第6条 本制度の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

## 第2章 加入および脱退

(加入)

第7条 この制度に加入しようとする法人等においては、所定の手続きにより申込書を提出しなければならない。

(加入の承認)

第8条 前条の規定により加入の申し込みを受けたときは、必要な調査を行い、県社協会長が適当と認めたときは、加入を承認するものとする。なお、法人等の加入の場合は、岡山県民間社会福祉従事者共済制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）に報告するものとする。

(加入時期)

第9条 制度加入となる時期は、県社協会長が加入の承認をした日とする。

(資格の喪失)

第10条 契約者は、次の各号の一に該当したときは、資格を喪失したものとする。

- (1) 脱退
- (2) 解散（法人等が解散した場合）
- (3) 除名

第11条 加入者の資格の喪失は、次の各号の一に該当したときとする。

- (1) 死亡
- (2) 退職
- (3) 有給常勤職員でなくなったとき
- (4) 前条により契約者が資格を喪失したとき

(脱退)

第12条 脱退しようとする契約者は、その理由を付して脱退届を県社協会長に提出し、承認を受けなければならない。なお、契約者の脱退については、運営委員会に報告するものとする。

(除名)

第13条 契約者ならびに加入者が納付すべき掛金を3ヵ月以上納付しないときは、運営委員会の審議を経て県社協会長はこれを除名することが出来る。

### 第3章 掛金

(掛金)

第14条 この制度の掛金は、次の区分に応じて負担し、それぞれ契約者がとりまとめて当月末日までに納入するものとする。ただし、掛金計算上の本俸月額は550,000円を上限とする。

(1) 契約者掛金は、次の2種とする。

ア 第1給付金

加入者の本俸月額の  $\frac{27}{1000}$  に相当する額

イ 第2給付金

加入者の本俸月額の  $\frac{18}{1000}$  に相当する額

(2) 加入者掛金は、本俸月額の  $\frac{27}{1000}$  に相当する額

2 掛金算出の基礎となる本俸は、年度当初から加入しているものについてはその年の4月1日における本俸月額、年度中途から加入するものについては、その加入月における本俸とする。

但し、日額を受けるものにあっては、21日分をもって月額とする。

3 掛金の納入については、加入した日の属する月から退職した日の属する月まで全額を支払うものとする。

4 加入者が次の各号の一に該当して休職する場合、掛金を中断することができる。

(1) 育児休業期間

(2) 介護休業期間

(3) その他、特別な事由があると認められる場合

### 第4章 給付

(給付の種類)

第15条 この規程に定める給付金（以下「給付」という。）は次のとおりとする。

(1) 退職年金(第1給付金および第2給付金)

(2) 退職一時金(第1給付金および第2給付金)

(3) 遺族一時金(第1給付金および第2給付金)  
(給付の支払)

第16条 前条第1号から第3号までに定める給付は、給付を受ける権利を有する者が発生したとき、契約者からの請求に基づき、契約者に支払う。なお、支払時期については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 退職年金は毎年2月、5月、8月および11月の4期にそれぞれの前月分までを支払う。
- (2) 一時金は一時金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌々月の末日までに支払う。
- (3) 退職年金の一時支払いの時期は、前項を準用する。

(退職年金の支給要件)

第17条 退職年金は第1給付金の加入期間20年以上の加入者が資格を喪失（但し、死亡を除く）したとき、支給する。

(退職年金の支給期間)

第18条 退職年金の支給期間は前条により退職年金を受ける権利を取得した日の属する月の翌月から10年とする。

(退職年金の月額)

第19条 退職年金の月額は次の算式により計算される金額とする。

- (1) 第1給付金加入者

退職時前1年間平均本俸月額×第1給付金加入期間別乗率(別表1-1)

- (2) 第1給付金および第2給付金加入者(下記アおよびイの合計額)

ア 退職時前1年間平均本俸月額×第1給付金加入期間別乗率(別表1-1)

イ 退職時前1年間平均本俸月額×第2給付金加入期間別乗率(別表1-2)

- 2 第1項における退職時前1年間平均本俸月額とは、加入者の退職又は死亡した日の属する月前1年間（退職又は死亡した日の属する月を含む）の各月において適用されていた第14条に定める掛金の基礎となった本俸月額を合計した金額を12で除して得た金額とする。（以下この章において同じ）

(未支給の年金)

第20条 退職年金受給中の者が死亡したとき、支給すべき年金に未支給分があるときは、これを遺族一時金として支給する。

(退職年金の一時払い)

第21条 退職年金は第17条により退職年金を受ける権利を取得した者が当該年金の一時払いを希望したときは、将来の年金の支給に代えて当該年金の現価相当額を一時に給付する。

(退職年金の一時払い額)

第22条 退職年金の一時払い額は次の算式により計算される金額とする。

(1) 第1給付金加入者

退職時前1年間平均本俸月額×第1給付金加入期間別乗率(別表2-1)

(2) 第1給付金および第2給付金加入者(下記アおよびイの合計額)

ア 退職時前1年間平均本俸月額×第1給付金加入期間別乗率(別表2-1)

イ 退職時前1年間平均本俸月額×第2給付金加入期間別乗率(別表2-2)

(退職一時金の支給要件)

第23条 退職一時金は第1給付金の加入期間1ヵ月以上20年未満の加入者が資格を喪失(但し、死亡を除く)したとき、支給する。

(退職一時金の額)

第24条 退職一時金の額は次の算式により計算される金額とする。

(1) 第1給付金加入者

退職時前1年間平均本俸月額×第1給付金加入期間別乗率(別表2-1)

(2) 第1給付金および第2給付金加入者(下記アおよびイの合計額)

ア 退職時前1年間平均本俸月額×第1給付金加入期間別乗率(別表2-1)

イ 退職時前1年間平均本俸月額×第2給付金加入期間別乗率(別表2-2)

(遺族一時金の支給要件)

第25条 遺族一時金は次の各号の一に該当したとき、支給する。

(1) 加入者が死亡したとき

(2) 退職年金を受ける権利を有する者が死亡したとき

(遺族一時金の額)

第26条 遺族一時金の額は、次の各号の一に掲げる金額とする。

(1) 前条第1号に該当する第1給付金加入者

退職時前1年間平均本俸月額×第1給付金加入期間別乗率(別表2-1)

(2) 前条第1号に該当する第1給付金および第2給付金加入者(下記アおよびイの合計額)

ア 退職時前1年間平均本俸月額×第1給付金加入期間別乗率(別表2-1)

イ 退職時前1年間平均本俸月額×第2給付金加入期間別乗率(別表2-2)

(3) 前条第2号の場合 10年から退職年金の支給開始月より死亡した日の属する月までの期間を控除した期間に対応する退職年金の現価相当額

2 第1項第3号の額は次の算式により計算された金額とする。

(1) 退職年金月額×残存保証期間別乗率

(2) 前号の残存保証期間別乗率は別表3による

(加入期間の計算)

第27条 第1給付金および第2給付金の加入期間の計算は、第1給付金および第2給付金の各制度に加入した日の属する月から退職した日の属する月までとする。但し、第14条第3項による加入した日の属する月と退職した日の属する月の掛金が未納の場合、及び第14条第4項により掛金に中断があった場合は、その期間は除くものとする。

(加入期間の継続)

第28条 加入者が転職等により異動前後双方の契約者において、加入者としての継続の届出が提出された場合、加入期間を継続することができる。

## 第5章 制度の運営

(指定金銭信託契約の締結)

第29条 県社協は、信託銀行と自己を受益者とする指定金銭信託契約を締結し、第14条の掛金を信託金として払い込むものとする。

(事務の委託)

第30条 県社協は前条により締結した指定金銭信託契約付属協定書に基づき、この規程による制度の運営に伴う事務を委託する。

(年金財政の再検討および積立基準の回復計画)

第31条 県社協は、信託銀行と協議し3年毎に本制度につき年金数理に基づく再検討を行うものとする。

2 前項に規定する年金財政の再検討により、積立水準の不足が明らかになった場合は、県社協は積立水準の回復計画を策定し実施することにより、積立水準の回復に

努めなければならない。

3 積立水準の回復計画に基づく計画の実施状況について、県社協は共済契約者にす  
みやかに開示しなければならない。

(規程等の改廃・変更)

第32条 この規程は、経済情勢の変動その他やむを得ない事情により改廃することが  
ある。

2 県社協は、第29条に定める指定金銭信託契約に基づく信託財産の運用基本方針を  
変更する場合は、契約者数の4分の3以上の書面による同意を得なければならぬ。  
(基金の分配)

第33条 前条により規程を廃止したときは、次の各号により取扱うものとし、契約者  
は県社協から次の第1号および第2号に定める分配金相当額を受け取るものとする。

(1) 年金を受ける権利を有する者に、年金の現価相当額に達するまで当該現価相  
當額に比例して分配する。

(2) 前号により分配した後に、なお残余があるときは、加入者に規程廃止日におい  
て、その者が資格喪失したものとみなして計算される給付の額（年金の場合はそ  
の現価相当額とする。）に達するまで当該給付の額に比例して分配する。

(3) 前各号により分配した後に、なお残余があるときは、県社協に帰属する。

(債務の範囲)

第34条 県社協が共済契約に基づき負担する債務については、契約者から預託された  
資産の限度内において履行の責任を負う。

## 第6章 運営委員会

(設置目的)

第35条 共済制度における次の事項を協議するため、運営委員会を置く。

- (1) 規程及び規則の改廃に関する事項
- (2) 共済制度に関する財政計画、資金運用、管理に関する事項
- (3) その他の重要事項

(組織)

第36条 運営委員の構成は、次のとおりとし、県社協会長が委嘱した運営委員をもつ  
て組織する。

- (1) 契約者の代表 10名以内
- (2) 学識経験者 若干名

- 2 運営委員長、副運営委員長を置き、運営委員の互選により選任する。
- 3 運営委員長は、運営委員会を代表し、この制度の運営を統轄する。
- 4 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第37条 運営委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 棟欠による運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第38条 運営委員会は、必要に応じ運営委員長が招集し、その議長となる。

- 2 運営委員会の会議は、運営委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第7章 雜則

(不実の排除)

第39条 契約者並びに加入者が給付金受領のため、提出する文書に不実の記載を行つた場合は、既に給付した給付金の一部を返還させ、またはその給付を停止することが出来る。

(受給権の処分禁止)

第40条 この制度による給付を受ける権利は、これを譲渡または担保に供することはできない。

(端数処理)

第41条 掛金額および給付額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(届出義務)

第42条 契約者は、給付を受ける権利を有する者が発生したとき、次の各号に定める事項について県社協会長に届出なければならない。

- (1) 納付を受ける権利を有する者の住所、氏名および印鑑
- (2) 年金又は一時金の受領方法
- (3) その他県社協が必要と認める事項

- 2 前項により届出た事項に変更が生じた場合は、すみやかに届出なければならない。
- 3 給付を受ける権利を有する者が死亡したときは、契約者は遺族から提出された死亡を証明する書類を県社協会長に届出するものとする。

(過払いの調整)

第43条 退職年金を受ける権利を有する者が死亡したとき、遺族から死亡の届出が遅れたことなどの事由により年金の過払いが生じたときは、第26条の遺族一時金から差し引き調整する。

(施行細則)

第44条 この規程の施行について必要な細則は別に定める。

## 附則

(施行期日)

第1条 この規程は平成13年4月1日から実施する。

(給付に対する経過措置)

第2条 平成13年3月31日までに退職または死亡した者に係る給付額は、なお従前の共済制度規程の定めるところによる。

- 2 平成13年3月31日までに年金を受ける権利を有する者（遺族を含む。）が第22条、第26条および第33条に該当して年金の一時払いまたは基金の分配を受ける場合は、なお従前の共済制度規程別表3の乗率を適用するものとする。

## 附則

(施行期日)

第1条 この改訂規程は平成11年10月1日から実施する。

(脱退又は除名契約者に係る実質不足金の額の一括拠出)

第2条 契約者が脱退するとき又は除名されるときは、脱退日又は除名日を基準として計算される、実質不足金の額を一括拠出しなければならない。

- 2 前項の一括拠出金は脱退日又は除名日の属する月の末日までに納入しなければならない。

(実質不足金の額)

第3条 前条に定める実質不足金の額とは次の算式により計算される金額とする。

$$\left[ \frac{\text{直前の決算時における当該契約者に所属する加入者の本俸月額の総額}}{\text{直前の決算時におけるこの制度の本俸月額の総額}} \right] \times \left[ \frac{\text{脱退日又は除名日直前の決算時における実質不足金}}{\text{直前の決算時における当該契約者に所属する加入者の本俸月額の総額}} \right]$$

2 前項において、脱退日又は除名日直前の決算時とは、脱退日又は除名日の属する月が1月から7月までのときは前年3月末、8月から12月までのときは当年3月末とする。

#### 附則

##### (施行期日)

第1条 この規程は、平成17年4月1日から実施する。

##### (掛金に対する経過措置)

第2条 平成16年4月1日現在の本俸月額が550,000円を超えている者に係る掛金計算上の本俸月額の上限は、第14条第1項但し書きに関わらず、当該時点の本俸月額とする。ただし、本俸月額が550,000円以下に減額された場合はこの限りではない。

##### (給付に対する経過措置)

第3条 平成17年3月31日までに退職または死亡した者に係る給付額は、なお従前の共済制度規程の定めるところによる。

2 平成17年3月31日までに退職年金を受ける権利を有する者(遺族を含む。)が第22条、第26条または第33条に該当して退職年金の一時払いまたは基金の分配を受ける場合は、なお従前の共済制度規程別表第3の乗率を適用するものとする。

3 平成17年4月1日から平成18年3月31日までに退職または死亡により第22条または第24条に該当して退職年金の一時払いまたは退職一時金の支給を受ける場合の給付額は、平成17年3月31日に退職したと仮定して従前の乗率を適用して計算される給付額または本規程により計算される給付額のうち、いずれか高い金額とする。

#### 附則

##### (施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

##### (災害見舞金等給付金の廃止に対する経過措置)

第2条 前条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までに下記給付金の受給資格を有する者については、給付事項発生日から1年間は従前の共済制度規程に定めるところにより当該給付金を支給する。

- (1) 災害見舞金
- (2) 傷病見舞金

- (3) 結婚祝金
- (4) 出産祝金
- (5) 死亡弔慰金

(退職年金の支給に関する経過措置)

第3条 第17条の規定により退職年金を受ける権利を取得した者については、同条の規定にかかわらず、当面の間、第22条の規定を適用する。

#### 附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

#### 附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(第2給付金の過去勤務期間の通算)

第2条 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの期間に、契約者に新規に採用された者で、この規程の施行と同時に第2給付金に加入する者については、第2給付金の給付額算定基準日を契約者に採用された日とすることができる。

(過去勤務債務掛金の一括拠出)

第3条 前条の規定により過去勤務期間を通算する加入者については、加入時に過去勤務期間に係る掛金を契約者が負担し、特別掛金として一括拠出するものとする。

#### 附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年4月1日から実施する。

(給付に対する経過措置)

第2条 平成20年3月31日までに退職または死亡した者に係る給付額は、なお従前の共済制度規程の定めるところによる。

2 平成20年4月1日から平成21年3月31日までに退職または死亡により第22条、第24条または第26条に該当して退職年金の一時払い、退職一時金または遺族一時金の支給を受ける場合の給付額は、平成20年3月31日に退職したと仮定して従前の乗率を適

用して計算される給付額または本規程により計算される給付額のうち、いずれか高い金額とする。

**附則**

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附則**

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附則**

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1－1  
年金の乗率(第1給付金)

加入期間	乗 率
20年	0.095
21年	0.101
22年	0.104
23年	0.112
24年	0.119
25年	0.124
26年	0.129
27年	0.138
28年	0.145
29年	0.153
30年	0.163
31年	0.171
32年	0.179
33年	0.189
34年	0.196
35年	0.206
36年	0.218
37年	0.229
38年	0.241
39年	0.253
40年	0.268
41年	0.268
42年	0.268
43年	0.268
44年	0.268
45年	0.268

別表 2－1  
一時金の支給乗率(第1給付金)

加入期間	乗 率	加入期間	乗 率
0年	0.000	23年	12.109
1年	0.595	24年	12.888
2年	1.176	25年	13.404
3年	1.931	26年	13.967
4年	2.534	27年	14.963
5年	3.124	28年	15.703
6年	3.698	29年	16.642
7年	4.255	30年	17.665
8年	4.786	31年	18.605
9年	5.302	32年	19.483
10年	5.829	33年	20.531
11年	6.305	34年	21.330
12年	6.781	35年	22.373
13年	7.280	36年	23.727
14年	7.726	37年	24.870
15年	8.165	38年	26.184
16年	8.461	39年	27.516
17年	8.947	40年	29.074
18年	9.365	41年	29.074
19年	9.607	42年	29.074
20年	10.315	43年	29.074
21年	10.934	44年	29.074
22年	11.224	45年	29.074

別表1-2

年金の乗率(第2給付金)

加入期間	乗 率	加入期間	乗 率
0年	0.000	23年	0.041
1年	0.002	24年	0.043
2年	0.004	25年	0.045
3年	0.007	26年	0.047
4年	0.009	27年	0.050
5年	0.011	28年	0.053
6年	0.013	29年	0.056
7年	0.015	30年	0.059
8年	0.016	31年	0.063
9年	0.018	32年	0.065
10年	0.020	33年	0.069
11年	0.022	34年	0.072
12年	0.023	35年	0.075
13年	0.025	36年	0.080
14年	0.026	37年	0.083
15年	0.028	38年	0.088
16年	0.029	39年	0.092
17年	0.030	40年	0.097
18年	0.032	41年	0.097
19年	0.033	42年	0.097
20年	0.035	43年	0.097
21年	0.037	44年	0.097
22年	0.038	45年	0.097

別表2-2

一時金の支給乗率(第2給付金)

加入期間	乗 率	加入期間	乗 率
0年	0.000	23年	4.398
1年	0.216	24年	4.681
2年	0.427	25年	4.868
3年	0.701	26年	5.073
4年	0.920	27年	5.435
5年	1.135	28年	5.703
6年	1.343	29年	6.044
7年	1.545	30年	6.416
8年	1.738	31年	6.757
9年	1.926	32年	7.076
10年	2.117	33年	7.457
11年	2.290	34年	7.747
12年	2.463	35年	8.126
13年	2.644	36年	8.618
14年	2.806	37年	9.033
15年	2.966	38年	9.510
16年	3.073	39年	9.994
17年	3.250	40年	10.560
18年	3.401	41年	10.560
19年	3.489	42年	10.560
20年	3.746	43年	10.560
21年	3.971	44年	10.560
22年	4.077	45年	10.560

別表3

残存保証期間別乗率

残存期間	乗 率
0年	0.0000
1年	11.8824
2年	23.5317
3年	34.9527
4年	46.1497
5年	57.1271
6年	67.8893
7年	78.4405
8年	88.7848
9年	98.9263
10年	108.8689

〔注〕 n 年 m カ月の乗率（別表1～3に共通）

n 年の乗率 + [(n+1) 年の乗率 - n 年の乗率] × m / 12

＊別表1及び2 小数点以下第4位四捨五入

＊別表3 小数点以下第5位四捨五入